

平成31年4月8日

長野県弁護士会  
会員各位

長野県弁護士会  
会長 相馬 弘 昭

法律事務所事務職員の健康診断の受診について（お願い）

謹啓

会員各位におかれましては、日頃、弁護士会の活動について、多大なるご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

申し上げるまでもございませんが、雇用主である弁護士は事務職員に対し、**健康診断を受診させることが法律上の義務となっております（労働安全衛生法 66 条 1 項参照）。**

事務職員の皆さんは、私達弁護士の業務を根底から支えてくれる大きな力であり、その健康管理は、弁護士各位において十分配慮しなければなりません。

**受診料の負担については、各事務所で協議の上お決めいただくこととなりますが、できる限り各事務所において健診費用をご負担していただくようお願い申し上げます。**

会員の先生方におかれましては、引き続き事務職員の健康管理には十分ご留意頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、健診機関、健診項目、健診費用等について、下記の全国健康保険協会長野支部のホームページにアクセスの上、生活習慣病予防健診実施機関一覧にてご確認ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/nagano>

謹白